

小規模事業者応援キャンペーン補助金事務取扱要領

令和6年(2024年)4月12日
山振連第2号

1 趣旨

この要領は、小規模事業者応援キャンペーン補助金交付要綱（令和6年4月12日付け山振連第2号山口県商店街振興組合連合会理事長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同要綱第18条に基づき必要な事項を定める。

2 対象者

要綱第2条第2項に規定する「法人化されていない任意の商店街組織」とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して一定程度立地している商業集積地区からなる組織を言う。

要綱第2条第3項に規定する「その他山口県商店街振興組合連合会理事長が適当と認める団体」は、要綱第2条第1項及び第2項に類する団体とし、山口県商店街振興組合連合会理事長がその都度、判断するものとする。

3 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、要綱第4条第1項の商店街振興組合等が行うイベント等の取組を行う事業（以下「本事業」という。）とし、商工会議所や商工会等との共催や、既存のイベント等の振替についても可とする。

【具体例】

- ・ 6次産業化・農商工連携などの取組による展示即売会などを行うふるさと物産展を開催
- ・ 地元団体が出店し、地域産品や飲食物を販売する地域の産業祭の開催
- ・ 参加等・商店街で使える商品券の発行及び地元農産物等の特売を実施
- ・ 商店街でキャッシュレススタンプラリー、くじ引き、ビンゴ大会等を実施など

4 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象経費は、要綱別表に定めるとおりとし、備品購入、施設整備に係るものは補助対象外とする。

なお、消耗品費については、事業を行うために必要な物品であって、備品（取得価額が10万円以上（税抜）のもの）以外の購入に要する経費とする。

(2) 補助率及び補助上限額

要綱別表に定めるとおり、補助金の補助率は10分の10以内、補助金の補助上限額は、1団体あたり200万円とする（1回限り）。

5 交付申請

要綱第5条の交付申請に係る期日は、令和6年6月7日までに提出されたものを第1回目募集分とし、令和6年7月5日までに提出されたものを第2回目募集分として、それぞれの締切から1か月後を目途に交付決定を行うこととする。第2回目の募集までに予算金額に達しなかった場合のみ、第3回目の募集をおこなう。

なお、書類を提出する際には、提出部数は正副2部、A4片面印刷とする。

○第1回目募集分

- ・ 締め切り 令和6年6月7日
- ・ 交付決定 令和6年6月下旬

○第2回目募集分

- ・ 締め切り 令和6年7月5日
- ・ 交付決定 令和6年7月下旬

6 事業内容の変更又は経費の配分の変更

要綱第8条第1項ただし書に規定する軽微な内容の変更とは、次のいずれかに定める場合をいう。

- (1) 補助金の減額を伴う変更
- (2) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合。

7 事業期間

事業期間は、令和6年4月12日から令和7年2月28日までの間で任意の期間とする。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い期日までに必要な書類を山口県商店街振興組合連合会へ提出（郵送）する。

なお、書類を提出する際には、提出部数は正副2部、A4片面印刷とする。

9 事業実施の流れ

- ① 【申請者】 交付申請書を作成、提出 ※郵送で提出
- ② (県振連) 書類審査～交付決定 ※概算払請求が可能です
- ③ 【申請者】 事業実施
- ④ 【申請者】 実績報告書を作成、提出 ※郵送で提出
- ⑤ (県振連) 額の確定
- ⑥ 【申請者】 請求書を作成、提出 ※郵送で提出
- ⑦ (県振連) 支払い